

公立大学法人滋賀県立大学理事長の選考および解任等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学定款（以下「定款」という。）第10条第12項および第12条第1項の規定に基づき、滋賀県立大学（以下「大学」という。）の学長となる公立大学法人滋賀県立大学（以下「法人」という。）の理事長（以下「理事長」という。）の選考、任期および解任手続き等に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考の事由および時期)

第2条 理事長の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 第7条第1項から第4項に定める任期（再任の任期を含む。）が満了するとき
- (2) 理事長の任期が満了し理事長が再任されることができるときにおいて、理事長が再任を希望しないとき
- (3) 理事長の任期が満了し理事長が再任されることができるときにおいて、理事長が再任されないとき
- (4) 理事長が辞任を申し出たとき
- (5) 理事長が欠員となったとき
- (6) 理事長が解任されたとき

2 理事長の選考は、前項第1号から第3号に該当する場合にあっては、任期が満了する日の1月以前に、同項第4号から第6号に該当する場合にあっては、速やかに行うものとする。

(選考の基準)

第3条 理事長候補者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営できる能力および法人の経営管理能力を有する者でなければならない。

(理事長候補者)

第4条 理事長候補者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 経営協議会から理事長選考会議（以下「選考会議」という。）に対して書面により推薦された者 2名以内
- (2) 教育研究評議会から選考会議に対して書面により推薦された者 2名以内
- (3) 大学の常勤の教職員15名以上から選考会議に書面により推薦された者

2 前項第3号の規定により推薦を行う者は、理事長候補者1人に限り推薦を行うことができるものとし、自らを理事長候補者として推薦できないものとする。ただし、推薦を行う者が前項第1号または第2号の規定により推薦を行う機関の構成員である場合であって当該機関が推薦する理事長候補者と異なる理事長候補者を推薦する場合はこの限りでない。

(委員が理事長候補者となった場合の措置)

第4条の2 選考会議の委員が前条第1項の理事長候補者となったときは、当該委員は、選考会議の委員となることができない。

2 前項の規定により選考会議の委員が欠けたときは、定款第10条第5項の規定により直ちに補欠の委員を選任しなければならない。

(選考方法)

第5条 選考会議は、第4条の理事長候補者に対して理事長就任の意思、理事長に就任した場合の所信その他必要な事項の確認を行い、理事長の選考を行うものとする。

(選考結果の通知)

第6条 選考会議は、選考結果を理事長に通知するものとする。

(任期)

第7条 理事長の任期は4年とする。任期満了後1回に限り再任されることができるものとし、再任の任期は2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、前項において理事長が再任されない場合の後任の理事長の任期は2年とする。なお、任期満了後2回に限り再任されることができるものとし、1回目の再任の任期は4年、2回目の再任の任期は2年とする。

3 第1項の規定にかかわらず、前項において理事長が2回目の再任をされない場合の後任の理事長の任期の期間、再任の回数および再任の任期の期間は、前項に定めるところによるものとする。

4 理事長が任期の途中で欠けた場合の後任の理事長の任期は前任者の残任期間とする。なお、任期満了後の再任の回数および再任の任期の期間は、前任者の任期が4年である場合は第1項に、前任者の任期が2年である場合は第2項に定めるところによるものとする。

5 第1項から前項に定める任期（再任の任期を含む。）が満了した理事長は、引き続き第4条の理事長候補者にはなれないものとする。

(再任の審査)

第7条の2 前条の規定に基づき理事長が再任されることができる場合、理事長候補者の選考は、第4条から第6条までの規定にかかわらず、再任の審査により行うものとする。

2 選考会議は、任期が満了する日の2月以前に、理事長に対して再任の意思、理事長の職務に係る業績、再任された場合の所信その他必要な事項の確認を行い、再任の審査を行うものとする。

3 再任審査に合格した理事長は、再任されるものとする。

4 再任審査に不合格となった理事長は再任されないが、第4条の理事長候補者となる権利は失わないものとする。なお、この場合、再任の回数および再任の任期の期間に変更はないものとする。

(解任の申出)

第8条 選考会議は、次の各号のいずれかに該当する場合には、理事長の解任を知事に申し出ることができる。

(1) 理事長が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 理事長に職務上の義務違反があるとき

(3) 理事長の職務が適当でないため、法人の業務の実績が悪化した場合であって、引き続き当該職務を行わせることが適当でないと認められるとき

(解任請求等)

第9条 選考会議は、次の各号のいずれかに該当する場合には理事長の解任について審議を行わなければならない。

(1) 定款第10条第11項に基づき知事から理事長の解任について選考会議に付すよう選考会議の議長に依頼があったとき

(2) 選考会議が前条各号に該当するおそれがあると認めたとき

(3) 経営協議会または教育研究評議会が、理事長の解任請求を議決し、選考会議に対して解任すべき事由を付した書面により解任請求を提出したとき

(4) 常勤の教職員の3分の1以上に当たる者が、選考会議に対して解任すべき事由を付した書面により解任請求を提出したとき

(弁明の機会の付与)

第10条 選考会議は、前条の審議にあたり、理事長に弁明の機会を与えなければなら

い。

(審議結果の通知)

第 11 条 選考会議は、解任に関する審議の結果について、理事長に通知しなければならない。この場合において第 9 条第 1 号に基づく場合には知事に、同条第 3 号に基づく場合には経営協議会または教育研究評議会に、同条第 4 号に基づく場合には解任請求を行った代表者にそれぞれ通知しなければならない。

(解任の申し出)

第 12 条 選考会議は、理事長の解任を決したときは、知事に理事長の解任を申し出るものとする。

(規程の改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、選考会議の議を経なければならない。

(委任)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、理事長の選考、任期および解任手続き等に関し必要な事項は、選考会議が別に定める。

付 則

この規程は、平成 20 年 1 月 28 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 23 年 10 月 3 日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、第 7 条の 2 の規定は、平成 27 年 4 月 1 日に再任される理事長から、第 7 条の改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日に任命される理事長から適用する。
- 2 平成 27 年 4 月 1 日に再任される理事長の再任の任期は 2 年とする。
- 3 前号に定める理事長が再任されなかった場合の後任の理事長の任期は 2 年とし、再任の回数および再任の任期の期間は、改正後の第 7 条第 2 項に定めるところによる。